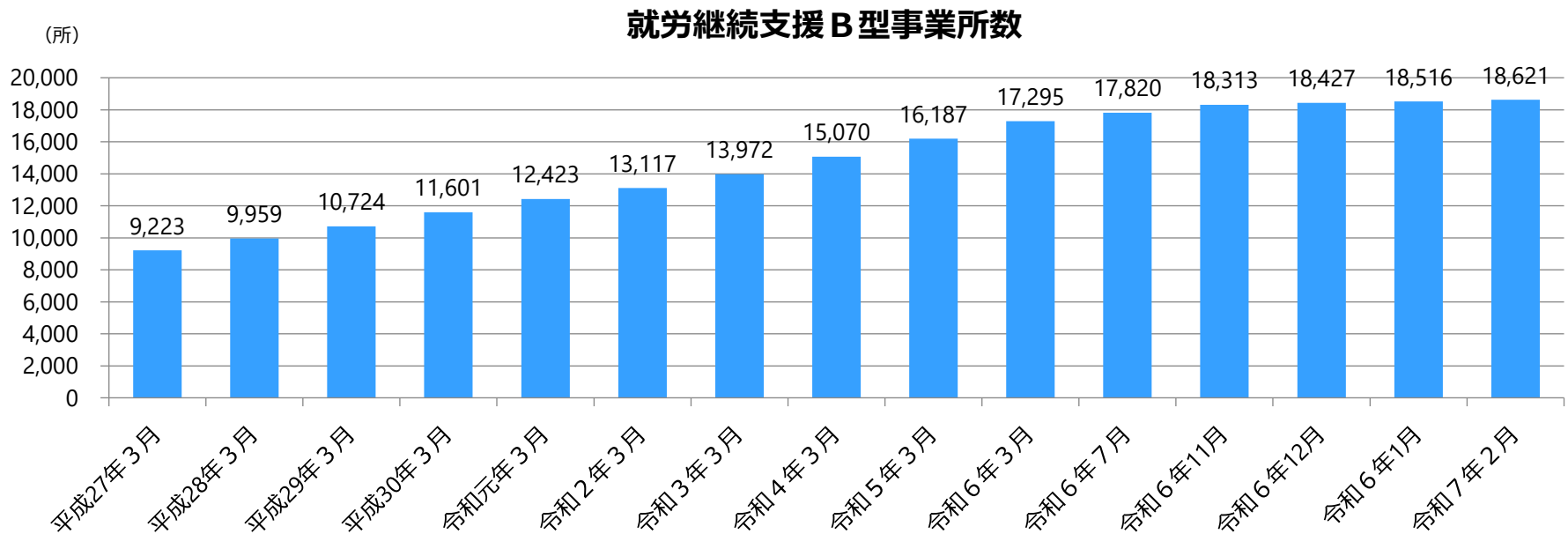
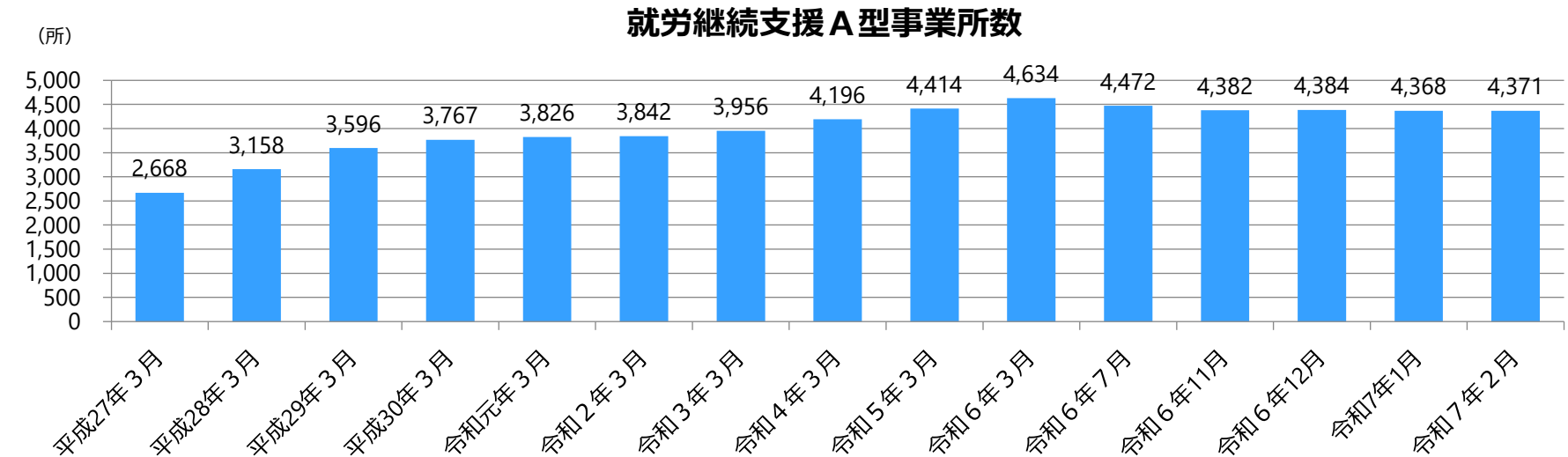


就労継続支援 A 型の状況について

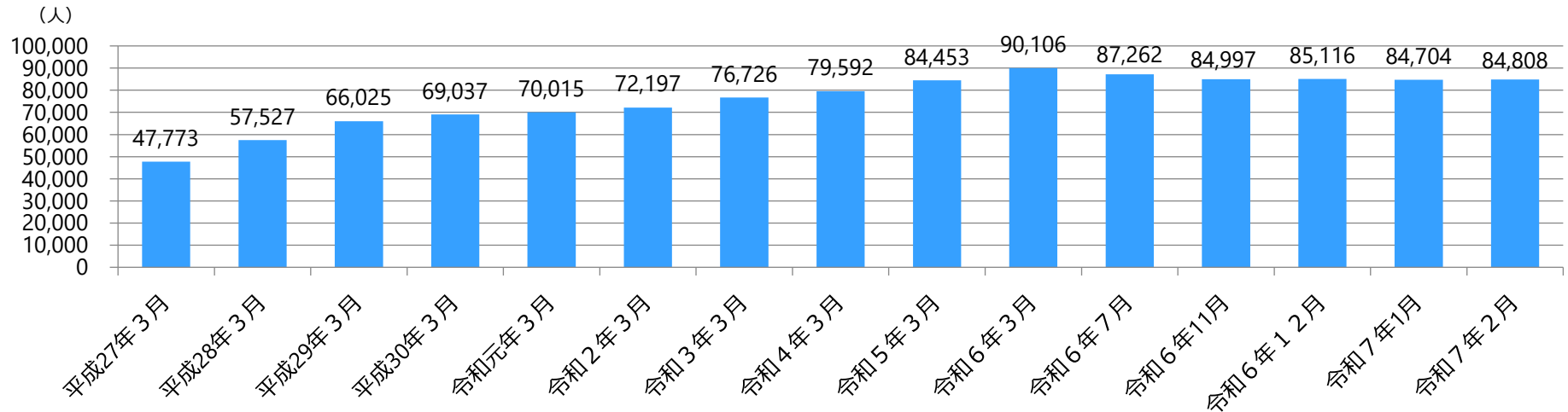
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
職業安定局障害者雇用対策課

就労継続支援 A 型・B 型：事業所数の推移

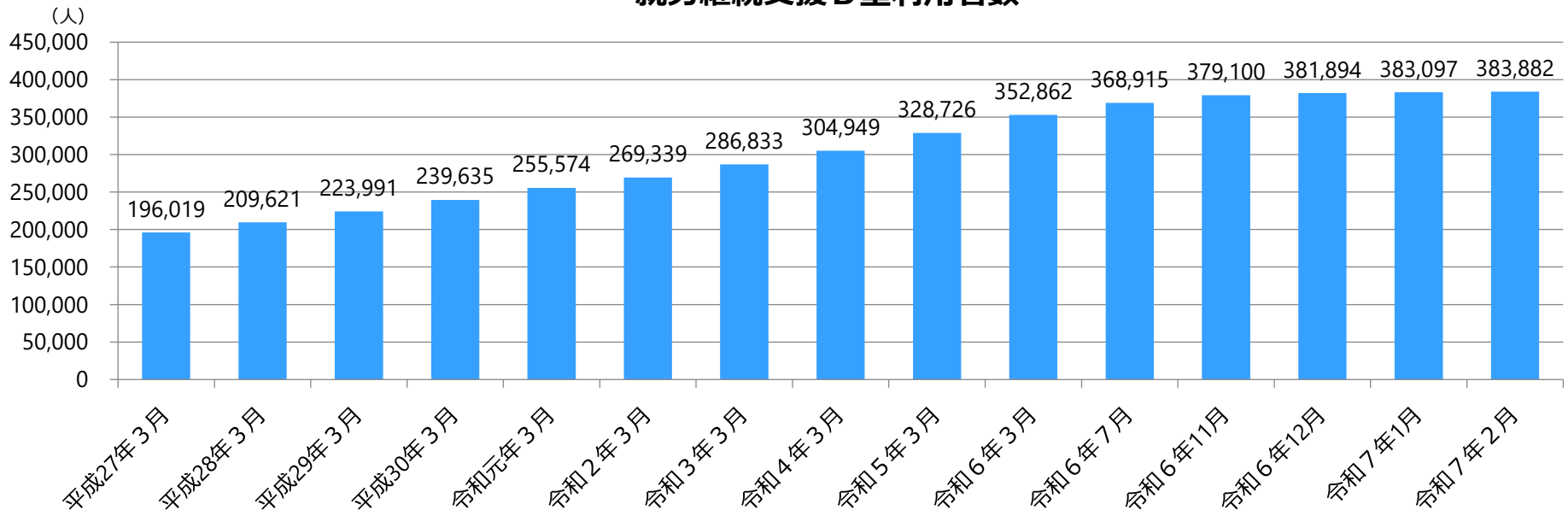


就労継続支援 A 型・B 型：利用者数の推移

就労継続支援 A 型利用者数



就労継続支援 B 型利用者数



就労継続支援 A 型事業所・利用者に対する取組状況

今般の就労継続支援 A 型事業所（以下「A 型事業所」という。）の状況に関し、福祉・雇用の両面から、A 型事業所及びその利用者に対して以下の取組を実施

福祉

- A 型事業所を廃止する際の留意点について、都道府県等に対して改めて周知徹底を依頼。
 - ・継続的なサービス利用の希望者への便宜提供の事業者責務（※）の徹底、廃止届を受理する際の留意点、廃止日以降もサービス提供を希望する利用者の取扱い等（平成29年事務連絡）を再周知（令和 6 年 4 月）
 - ・上記内容の周知徹底を改めて依頼するとともに、利用者への継続的なサービス確保に向けた、指定権者と支給決定権者の更なる連携を通じた支援、都道府県労働局・ハローワークとの情報共有等の強化について依頼（令和 6 年10月）
- A 型事業所の経営に関する支援
 - ・工賃向上計画支援等事業等により、都道府県を通じ、A 型事業所の経営改善・商品開発等への支援を実施
 - ・経営改善に向けたノウハウの習得や I C T 機器等の導入による作業の効率化等の支援を実施（令和 6 年度補正予算）

雇用

- 令和 6 年 3 月以降、A 型事業所を解雇された利用者に対して、ハローワークにおいて以下の支援を実施。
 - ・離職予定の障害者を適切にハローワークでの支援につなげるため、地方自治体との情報共有や連携した再就職支援の実施
 - ・離職を余儀なくされる障害者に対して、個々の障害特性を踏まえたきめ細かな専門的・個別的な職業相談・職業紹介の実施
 - ・一般就労に移行できる就労能力があると思われる障害者に対して、本人の意向も踏まえつつ、一般就労への移行を実現するために、能力や希望にあった条件の求人との適切なマッチング
 - ・離職予定の障害者の意向を踏まえた事業所訪問等によるハローワークの利用方法、雇用保険の手続き及び各種支援策等に関する説明会や出張相談
 - ・円滑な受給資格決定に向けた雇用保険の集団受付
 - ・就労継続支援 A 型事業所の離職者向けの企業見学会、就職面接会の開催

（※）障害者総合支援法第43条第 4 項

指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

就労継続支援 A 型事業所の解雇者数について

- 令和 6 年度にハローワークが解雇届により把握した障害者の解雇者数は9,312人であり、そのうち就労継続支援A型事業所（※ 1）の利用者であった者は7,292人だった。
- 就労継続支援 A 型事業所（※ 1）を解雇された者のうち、再就職決定者は2,171人、就労継続支援 B 型事業所等への移行（予定）者は3,834人であり、こうした方々が全体の 8 割程度を占めている（※ 2）。

（令和6年度の解雇者数推移）

（人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
全数	1,013	1,351	892	827	885	843	729	636	536	237	679	684	9,312
うち、A 型事業所 （※ 1）	887	1,241	751	702	683	640	503	473	342	127	490	453	7,292

（令和6年度のA型事業所の解雇者の再就職状況等）（※2）

（人）

解雇者数	再就職決定者数		B型事業所等への 移行（予定）者数	求職中の人数		その他（※3）
		うち、A型事業所 への就職			うち、ハローワーク で再就職支援中	
7, 292	2, 171	1, 573	3, 834	856	833	431

（※1）就労継続支援A型事業所は各月内に10人以上の解雇が発生した事業所に限る。約9割は生産活動収支が赤字の事業所。

（※2）令和7年4月末時点の把握状況

（※3）「その他」は令和7年4月末時点で今後の意向が未定である者、再就職の希望がない者等が含まれる。